

『経済対策フォローアップ に関する状況報告』

内閣府 田村政務官説明資料

構造改革特別区域(特区)制度の活用 (6.「国民潜在力」の発揮)

- これまでの特区提案(第1次～16次)のうち、第16次提案について処理を促進(平成22年1月中を目途に結論)するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受付け、速やかな処理に努める(平成22年3月末まで)。

平成22年2月16日時点(直近時点)の進捗状況

<これまでの特区提案について>

平成21年12月 規制所管省庁への依頼発出

平成22年1月29日 構造改革特区本部決定

(特区として措置3件、全国的な規制改革11件、継続して検討19件)

<第16次提案について>

規制所管省庁との調整は終了。

現在、構造改革特区本部決定(3月中を予定)に向けて、各省庁と詳細を調整中

<特区提案、特区計画申請の随時受付について>

平成21年12月 特区提案、特区計画申請の受付開始

順次、規制所管省庁と調整し、対応方針についての結論を得る予定。

制度・規制改革プロジェクト (6.「国民潜在力」の発揮)

施策内容

- ・新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。
- ・重要課題について、行政刷新会議において設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

スケジュール

<行政刷新会議>

○平成22年1月12日（第5回）

グリーンイノベーション、ライフイノベーション、農業分野等重点分野について具体的テーマ等を早急に決定し、改革を行う。このために、規制・制度改革に関する分科会を設けることを決定。

○規制・制度改革に関する分科会をできるだけ早期に開催

○6月を目途に対処方針取りまとめ